

○下呂市皇樹の杜設置条例

平成19年 3 月27日 条例第14号

下呂市皇樹の杜設置条例

(設置)

第1条 市は、第57回全国植樹祭のテーマである「ありがとう未来へつなげ森めぐみ」を受け継ぎ、豊かな森を育み、人と自然とのよりよい関係を取り戻す森づくりを推進するため、下呂市皇樹の杜（以下「皇樹の杜」という。）を設置する。

(位置)

第2条 皇樹の杜の位置は、次のとおりとする。

位置	面積
下呂市萩原町四美字深谷1405番地他	36.3ヘクタール

(使用料)

第3条 皇樹の杜の使用料は、無料とする。

(使用の制限)

第4条 皇樹の杜は、誰もが自由に使用することができるものとするが、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を認めない。ただし、市長が必要と認めたときはこの限りでない。

- (1) 物品の販売、募金、その他これに類する行為をするとき。
- (2) 興行を行うとき。
- (3) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (4) 皇樹の杜の施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (6) その他皇樹の杜の管理上支障があると認められるとき。

(特別の設備)

第5条 使用者は、皇樹の杜に特別の設備をし、若しくは皇樹の杜に変更を加え、又は備付け以外の器具を持ち込んで使用しようとする場合は、あらかじめ市長と協議しなければならない。

(使用者の遵守義務)

第6条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 皇樹の杜の現状を変更しないこと。

(2) 立木を伐採し、又は植物を採取しないこと。

(3) 鳥獣類、魚類若しくは昆虫類を捕獲し、又は殺傷しないこと。

(4) はり紙及び立て看板を設置しないこと。

(5) みだりに火気を使用しないこと。

(6) 立入禁止区域に立ち入らないこと。

(7) 指定された以外の場所に車輛を乗り入れ、又は駐車しないこと。

(8) 前各号に掲げるもののほか、皇樹の杜の利用及び管理に支障のある行為をしないこと。

(原状回復義務)

第7条 使用者は、皇樹の杜の使用を終了したとき、速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

第8条 使用者が自己の責任に帰すべき理由により皇樹の杜に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、これを減額し又は免除できる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。